

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ザンビア	シロア市及びキトゥエ市道路網整備計画のための贈与に関する日本国政府とザンビア共和国政府との間の交換公文	シロア市及びキトゥエ市道路網整備計画を実施するために必要な 1. 道路及び関連施設の整備に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	766,000千円 H20.11.12まで	H19.11.13 ルサカで (同日)	日本側 三田村秀人 在ザンビア大使 ザンビア側 シガンデウ・P・マガンデウ 財務・国家計画大臣	H19.11.27 643号
ザンビア	第三次感染症対策計画のための贈与に関する日本国政府とザンビア共和国政府との間の交換公文	第三次感染症対策計画を実施するために必要な 1. 機材及び医薬品並びにそれらの調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	345,000千円 H20.11.12まで	H19.11.13 ルサカで (同日)	日本側 三田村秀人 在ザンビア大使 ザンビア側 シガンデウ・P・マガンデウ 財務・国家計画大臣	H19.11.27 644号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。